

島根県県有財産利活用方針の概要

目的

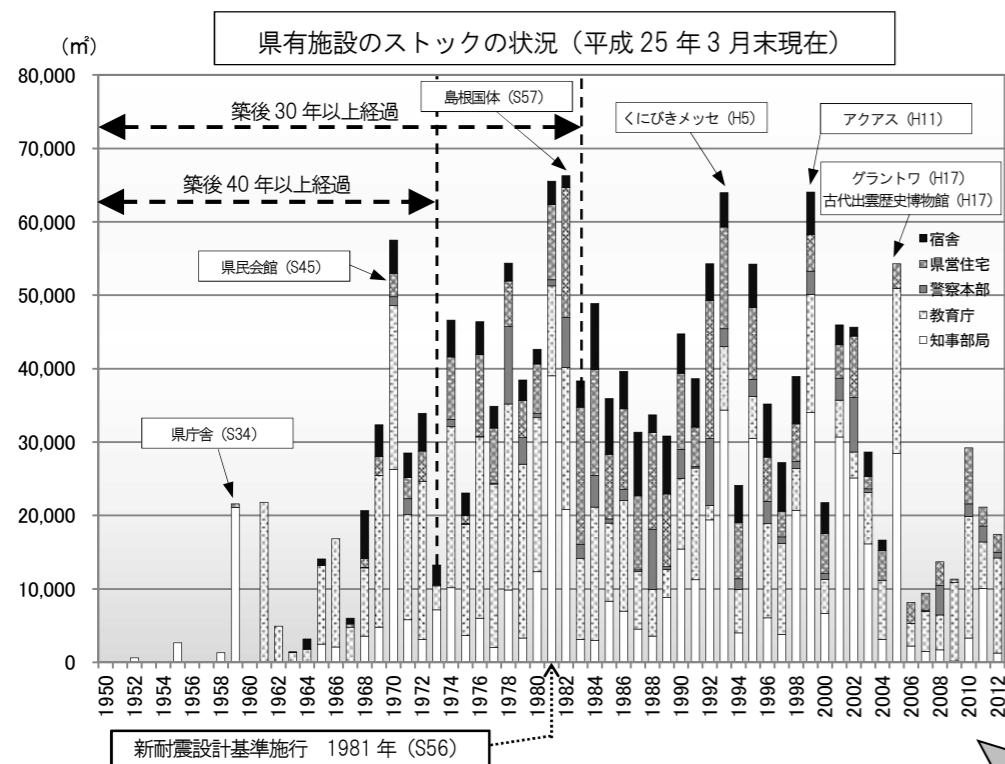
(方針P.5)

県有財産の利活用に関する基本的な考え方や具体的な取組方を定め、全庁的な共通認識のもとで調整を行い、施設の共同利用等による集約化、施設の計画的な保全、不用財産の売却等を進めることにより、県有財産の有効な利活用を推進する。

【対象】全ての建築物及び付属設備並びに土地
(社会資本に係る財産、県営住宅、企業会計財産を除く。(職員宿舎は対象に含む))

現状と課題

(方針P.2~5)



取組みの推進方向

(方針P.6)

- (1) 県有財産の有効活用
 - 余裕スペースを創出、利用者満足度の向上
 - 施設を全庁的な視点で共同化、集約化
 - 低・未利用財産を利活用して財源確保
- (2) 施設の長寿命化
 - 耐震化や省エネルギー化などの長寿命化
 - 優先度判定により、必要な経費を平準化
 - 「事後保全」から「予防保全」へ転換
- (3) 保有財産の適正化
 - 将来の利用見込みを長期的な視点から調査・検証
 - 利用が見込めない施設の統廃合、転用、廃止を検討
 - 不用財産を多様な手法で売却

具体的な取組み

(方針P.7~9)

財政負担軽減効果、緊急性が高いものから順次着手。

- (1) 調査・点検、評価の実施

① 定期的な調査・点検	管理・利用状況を定期的に調査・点検。結果を全部局で共有。
② 施設保有コストの予測	施設情報を一元管理。施設管理者と共有。ライフサイクルコストから財政負担を予測。
③ 施設評価	今後の方針決定のために定量的な評価手法を検討し、導入。整理・転用・廃止の検討。
- (2) 空間利用の最適化

① 執務スペースの最適化	規模・配置などを標準化。共有スペースを集約。
② 余裕スペースの有効活用	事務室の借上げ解消。民間事業者等への貸付。
③ 貸付料の見直し	料金、減免基準等を再確認、見直し。入札による自動販売機の設置。
- (3) 適切な維持保全の実施

① 長期的な性能の確保	耐震や省エネルギー等の性能を確保。施設長寿命化指針を作成。
② 計画的な保全措置	維持保全計画、長期保全計画を作成。長寿命化工事の優先度判定を実施。
③ 維持管理業務の最適化	仕様書や積算基準を統一、共通業務を一元化。保全業務のサポート体制を整備。
- (4) 不用財産の売却促進

① 阻害要因の除去	既存建物等の売却の阻害要因を除去。
② 積極的な情報提供と財産データベースの活用	不動産情報誌等への広告掲載。立地条件等の情報を備えたデータベースを整備。
③ 宅地建物取引業者との連携	入札不調財産は、宅地建物取引業者に媒介業務を委託。
- (5) 専門団体との連携

財産のマネジメントや取引、維持管理に関する事業者団体等と連携。

推進体制

(方針P.9)

「県有財産有効活用推進委員会」

- 方針、指針、実施計画の作成
- 財産の処分、集約・転用の計画などについて協議、調整
- 取組みの進捗管理

総務部管財課
財産活用推進室

取組みの推進方向のイメージ

